

こども本の森神戸条例施行規則をここに公布する。

令和3年1月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第45号

こども本の森神戸条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、こども本の森神戸条例（令和2年12月条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止)

第2条 条例第7条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生じるおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- (4) 許可を受けずに広告類を掲出し、又はまき散らすこと。
- (5) 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- (6) 喫煙し、又は所定の場所以外において飲食すること。
- (7) 許可を受けずに寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、条例第6条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が不適當であると認める行為
(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第3条 条例第9条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）
- (2) 事業計画書

(3) こども本の森神戸（以下「本の森」という。）の管理に係る人員の配置計画に関する書類

(4) 本の森の管理に関する業務の収支予算書

(5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類（損傷等の届出）

第4条 施設等を使用する者は、その使用に際し、当該施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

（開館時間）

第5条 本の森の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 指定管理者は、本の森の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、事前に市長の同意を得て、同項の開館時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 本の森の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 12月29日から翌年1月3日までの日

(2) 月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

2 指定管理者は、本の森の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、事前に市長の同意を得て、これらの日に開館することができる。

（施行細目の委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例附則第1項本文に規定する施行日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、前項本文に規定する施行の日前においても、この規則の例により行うことができる。

(指定管理者不在等期間における本の森の管理に関する業務)

3 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における第2条第8号、第5条第2項並びに第6条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第2条第8号中「条例第6条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項中「事前に市長の同意を得て、同項」とあるのは「同項」と、第6条第1項第3号及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項中「事前に市長の同意を得て、これら」とあるのは「これら」とする。